

	11番28-2号	
山野美栄子	広島市安佐南区大町東二丁目 11番28-2号	消除
小掛 丈郎	広島市安佐南区大町西一丁目 21番7号	消除
大槻 正哉	広島市安佐南区安東一丁目1番 34号	消除
高木 修治	広島市安佐南区高取南一丁目8 番5-203号	消除
和田 浩明	広島市安佐南区高取南一丁目 11番51号(高取アパート 10)	消除
刈田 晴三	広島市安佐南区上安一丁目9番 15号	消除
養毛 誠一	広島市安佐南区上安二丁目40 番1号	消除
福田 吉久	広島市安佐南区上安三丁目5番 15号	消除
金谷 修	広島市安佐南区長楽寺一丁目1 番46号	消除
吉濱 健一	広島市安佐南区緑井四丁目21 番38号	消除

公 告

公 告

平成18年6月1日

広島市屋外広告物条例施行規則に規定する「市長が認める講習会」について次のとおり公告する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年広島市規則第82号）により改正される広島市屋外広告物条例施行規則（昭和55年広島市規則第30号）第14条第1項第2号の「市長が認める講習会」は、当該講習会の講習時間の合計が10時間以上であり、かつ、屋外広告物に関する法令に係る講習科目を実施しており、当該科目の講習時間が3時間以上である講習会とする。

【参考】

広島市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成18年広島市条例第40号）（抄）

附 則

4 平成18年7月1日において現に改正前の第25条第1項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の第25条第1項

の業務主任者となる資格を有する者とみなす。

選 管 告 示

広島市選挙管理委員会告示第8号

平成18年6月2日

平成18年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 倉 田 治

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,306人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（助役、収入役、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

219,217人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中区選挙区 34,101人

東区選挙区 31,945人

南区選挙区 36,803人

西区選挙区 48,541人

安佐南区選挙区 56,347人

安佐北区選挙区 41,539人

安芸区選挙区 20,221人

佐伯区選挙区 33,479人

佐伯区湯来選挙区 2,128人

4 地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区 34,101人

東 区 31,945人

南 区 36,803人

西 区 48,541人

安佐南区 56,347人

安佐北区 41,539人

安芸区 20,221人
佐伯区 35,607人

5 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）、第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第61条第11項（合併協議会設置について可決しない合併協議会設置勧告対象市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

152,550人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第10号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 抹消者数 311人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

- 1 抹消者数 186人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

- 1 抹消者数 1人
 - 2 抹消した者の氏名等 別紙のとおり
- 別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第12号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 抹消者数 242人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市西区選挙管理委員会告示第12号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 臼田 耕造

- 1 抹消者数 336人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 河原 和郎

- 1 抹消者数 326人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 抹消者数 142人
 - 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第12号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

- 1 抹消者数 128人
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第13号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

- 1 抹消者数 1人  
2 抹消した者の氏名等 別紙のとおり  
別紙 略

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号

平成18年6月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 253人
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略

~~~~~  
**教育委員会規則**  
~~~~~

広島市教育委員会規則第9号

平成18年6月30日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 石 井 眞 治

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正
する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「その所管事務」の右に「（地方自治法第180条の7の規定により委員会から市長の補助機関たる職員へ補助執行させることとした事務を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

~~~~~  
広島市教育委員会規則第10号

平成18年6月30日

広島市立中央図書館条例施行規則等の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 石 井 眞 治

広島市立中央図書館条例施行規則等の一部を  
改正する規則

（広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正）

第1条 広島市立中央図書館条例施行規則（昭和49年広島市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市こども図書館条例施行規則の一部改正）

第2条 広島市こども図書館条例施行規則（昭和28年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市公民館条例施行規則の一部改正）

第3条 広島市公民館条例施行規則（昭和29年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市こども文化科学館条例施行規則の一部改正）

第4条 広島市こども文化科学館条例施行規則（昭和55年広島市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市江波山気象館条例施行規則の一部改正）

第5条 広島市江波山気象館条例施行規則（平成4年広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市交通科学館条例施行規則の一部改正）

第6条 広島市交通科学館条例施行規則（平成7年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市女性教育センター条例施行規則の一部改正）

第7条 広島市女性教育センター条例施行規則（昭和57年広島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

（広島市郷土資料館条例施行規則の一部改正）

第8条 広島市郷土資料館条例施行規則（昭和60年広島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

~~~~~  
広島市教育委員会規則第11号

平成18年6月30日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 石 井 眞 治

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に
関する規則の一部を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第38条を第38条の2とし、第37条の次に次の1条を加える。

（防火管理）

第38条 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者を選任するものとする。

2 校長は、防火管理者を選任したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第23号

平成18年6月22日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 石井 眞 治

1 日 時 平成18年6月30日（金） 午後2時30分～

2 場 所 中区役所6階 教育委員室

3 議 題

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（平成18年5月1日現在）について
- (2) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について
- (3) 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について【非公開予定】

水道局規程

広島市水道局規程第9号

平成18年5月31日

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程

広島市水道局契約規程（昭和39年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「入札期日」の右に「（電子入札システム（局が行う入札に関する事務を局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する

情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合にあつては、入札期間の末日）」を加える。

第7条第4号中「日時」の右に「（電子入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）にあつては、入札期間並びに開札の場所及び日時）」を加え、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 電子入札案件にあつては、その旨その他電子入札の実施に関し必要な事項

第7条第8号中「当該契約が」を削る。

第9条を次のように改める。

（電子入札の特例）

第9条 電子入札案件については、前条第1項の規定にかかわらず、当該電子入札に参加する者に、その使用に係る電子計算機から入札金額その他別に定める事項を入力させ、当該事項に係る情報を電子入札システムを使用して所定の期間内に局を到達させることをもつて、入札書の提出に代えるものとする。

2 前項の規定により入力された情報は、局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に局に到達したものとし、

3 前条第3項の規定は、電子入札の場合について準用する。

4 管理者は、必要があると認めるときは、電子入札案件であっても、前条第1項の規定による入札書の提出をさせることができる。

5 前各項に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号、第4号及び第6号を削り、第8号を第5号とし、第7号を第4号とし、第5号を第3号とし、第3号を第2号とし、第1号を次のように改める。

(1) 入札書（電子入札にあつては、前条第1項の規定により局に到達した入札金額その他別に定める事項に係る情報。以下同じ。）に記名押印がないもの（電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行わず、又は当該電子署名に係る電子証明書（同法第8条に規定する認定認証事業者が作成したものであつて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年法務省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。）を送信していないもの）

第12条第2号中「（公団を含む。以下同じ。）」を削る。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が入札執行前に予定価格を公表する必要があると認める場合は、その予定価格を記載した書面を封書にしないものとする。

第24条の2中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号」に